

平成29年度第1回神奈川県弁護士会市民会議

(平成29年7月26日)

神奈川県弁護士会

1. 開会挨拶：延命政之会長

○山縣 それでは第1回市民会議を開催いたします。まず神奈川県弁護士会会長の延命政之から、開会のごあいさつを申し上げます。

○延命 おはようございます。ご多用の中、そして足元も悪い中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

この市民会議も本年度第1回を迎えました。私ども弁護士会としましては、やはり市民に根差した施策、そして活動ということの本質としております。その中で、この市民会議の占める位置というのは、とても大事なところだと、私どもは考えています。

特に、我々がやろうとしていることに対して、最近はあるマスコミから左傾化しているとか、政治的に走っているというお話があるわけですが、いやいや、そうではないのだというところを、実は市民会議のメンバーの皆さんにもわかっていただくということでございまして、また、それに対して批判があれば、批判として受けとめさせていただきながら、ますます我々の活動に磨きをかけていきたいと考えています。

今日は、「逮捕段階における公的弁護の実現に向けて」、2つ目が「弁護士会の意見表明について～二つの会長声明と意見書を題材として～」という大きなテーマでございます。両方とも、私どもが今までやってきた活動の中でとても大事なところで、中核をなすところでございます。それに対して市民会議の皆さんがどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか。そして我々はどう変わるべきなのか。あるいは変わらないでおくべきなのか。そのようなあたりを中心に議論を進めていただきたいと思います。忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

2. 説明要員オブザーバー紹介

○山縣 続きまして、委員の構成について神奈川県弁護士会広報委員会委員長の木村良二からご案内させていただきます。

○木村 おはようございます。今、委員の構成ということで申し上げます。もうご存じのように、この委員を務めていただいております吉田勇人前横須賀市長が、残念ながら選挙で落選されました。もともと横須賀市長の当て職ということではございませんので、退任とか次の横須賀市長が就任というようなことでは全くありませんが、ご本人から辞任のご意向を伺いました。吉田さんからご推薦もいただいておりますので、同じ県下首長の中から次の方を選任させていただくつもりで、会内の手続も進行させていただいているところです。次回には、新しい首長の委員を皆さんと一緒に招きすることになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山縣 議題に先立ちまして、資料を確認させていただきます。事前にお送りさせていただきましたのが、開催通知、委員名簿、資料の2部、これは刑事弁護に関する資料と弁護士会の意見業務に関するものです。また本日配付いたしましたのが席次表です。お手元にありますでしょうか。

本日のテーマは、「逮捕段階における公的弁護の実現に向けて」また「弁護士会の意見表明について」の2つを予定しています。今回、第1のテーマのオブザーバーとして、金谷達成弁護士にお越しいただいております。

○金谷 金谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山縣 また第2のテーマの説明は、当会の徳久京子副会長と、佐藤正知副会長にお願いしています。

○佐藤（正） よろしくよろしくお願いいたします。

○山縣 それでは池田議長、議事進行をお願いいたします。

3. 議事

(1) テーマ①「逮捕段階における公的弁護の実現に向けて」

○池田 池田でございます。また佐藤副議長と一緒に、皆さんにいろいろご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、今日の2つの議題ということで、最初の「逮捕段階における公的弁護の実現に向けて」ですが、金谷先生、よろしくお願いいたします。

○金谷 金谷でございます。お手元に本日付で「逮捕段階における公的弁護の実現に向けて」と題する4ページにわたる書面があると思います。これに沿ってお話をさせていただきます。

このお話をさせていただく1つのきっかけといたしまして、今年の11月17日に横浜市内で第14回日弁連国選弁護シンポジウムという大きなイベントが開催されます。これは国選弁護の充実等を目的として開かれる日弁連のシンポジウムでありまして、おおむね2～3年に一度のペースで開かれているものです。ちなみに横浜で開催されるのは、1993年以来ですので、24年ぶりということになります。

今日は、このイベントのご紹介というよりも、このイベントの中で何をやるか、その中身について、皆さんにご紹介して、このような問題状況があるということをお知りいただきたいと思ひ、このテーマでお話をさせていただきたいと思ひます。

書面にいろいろ書いてありますけれども、我々が目指しているのは、すべての被疑者、被告人に弁護人がつけられるようにするということです。つける権利を保障するというだけでなく、実質的にその人たちが弁護人の助力を受けられるような状態にしたいというのを目標にしてこれまで活動してきたところで、現在も活動中であるというお話であります。

まず基礎的なことから書面に沿ってご説明しますと、被疑者、被告人は、いずれも資格を持った弁護人を選任することができます。ここに「被疑者」「被告人」とありますけれども、被疑者というのは、警察や検察から、あなた罪を犯したでしょうと疑われている人のことです。マスコミの皆さんは容疑者という言葉が使われると思ひますが、容疑者という言葉と、全く同義だと考えていただひて結構です。

その被疑者に対して、警察や検察が捜査をして、疑ひが高まると、その人を刑事裁判にける、起訴するということが行われます。起訴されると、その被疑者という人たちは、「被告人」と名前が変わります。ちなみに、マスコミの方々は「被告、被告」と呼んでいただけます。

ども、刑事裁判では「人」がつくのですね。「被告人」という呼び方をしております。

被疑者、被告人はいつでも弁護人を選任できる。これは現行の刑事訴訟法30条というものがありまして、後ろのほうに参照条文を載せておきましたけれども、「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる」という規定がございます。これは大昔から存在しています。大昔というのは、現在の刑事訴訟法ができたときです。

ちなみに戦後間もないころに今の憲法ができて、今の憲法ができると同時に日本の刑事訴訟法が全面改正されました。民事訴訟法とか民法とか、憲法ができて変わらなかった法律はあるのですけれども、戦前の刑事訴訟法は全く使い物にならないということで、現在の憲法施行と同時に全面的に改正されたわけなのですが、現在の刑事訴訟法施行時から、すべての被疑者、被告人に弁護人選任権があるということは全く変わっておりません。

弁護人には、私選弁護人というものと国選弁護人と、大きく2つに分かれます。私選弁護人というのは、自分でだれかを選ぶということですね。自分で選ぶわけですから、お金も自分で払いなさいと。自分でなくて親兄弟でもいいわけですが、自分で費用を用意して、だれか弁護士を弁護人として選任する。これが私選弁護人です。

国選弁護人というのは、それができない人のために、国のほうで弁護人を選任してもらおうというシステムです。弁護人の費用は、基本的には国が持ちます。国費で持たれます。ただ、後で被告人に返せと国から請求する場合もあるのですけれども、基本的には国が持ってくれる。だからお金がない人でも弁護人をつけることはできるというシステムです。

これについては憲法上の規定がございます。憲法37条3項、貧困その他の理由によってみずから弁護人を依頼できない被告人に対して、国選弁護人の選任を求める権利というものを、憲法上の権利として保障しております。憲法37条の3項を参考につけましたけれども、条文を正確に読みますと、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する」とあります。ここには被告人という書き方がされております。つまり、起訴された後の人ですね。これについては、国選弁護人選任権を保障しますという憲法上の規定があります。

反対の解釈をしますと、警察から疑われて逮捕を保留されている、疑われているけれども、まだ裁判にかけられていないという被疑者については、私選弁護人を頼むことはその段階でもできるものの、国選弁護人をお願いすることは、憲法上の権利としては認められないというのが裁判所の考え方です。これについては、学説上はいろいろな考え方がございまして、日本国憲法は、もともとはアメリカの人がつくったといわれていますけれども、本当は「被疑者又は被告人」と読むべきなのだという説もあるのですが、日本語で書かれたときに被告人としか書いていないものですから、被疑者には及ばないというのが裁判所の見解であります。

そうしますと、起訴されれば国選弁護人がつけられる。けれども起訴される前の段階では、平たく言えば、お金があつて自分で弁護人を選任できる人しか、弁護人が選任できないという状態が、我が国では何十年も続いていました。何十年もというのは、戦後間もないころから遅くとも2006年まではそのような状態でした。これにつきましては、弁護士会としてはそれではいけないという問題意識を持って、さまざまな活動をしてきたところであります。

なぜそれではいけないのかといいますと、まさに被疑者段階こそが弁護人の助力を受けなければいけない時期であると。もちろん裁判断階でも弁護人がいないと困るわけですが、被疑者の段階でこそ、弁護人にいろいろ相談をしたり、いろいろな活動を求めたりという要請が高いわけです。

歴史的にさまざまな冤罪事件がありますけれども、その冤罪事件というのは、大体は被疑者段階で何か原因があると。裁判断階に至って原因があった事件もありますけれども、被疑者段階、しかも逮捕されましたというかなり早い段階で何らかの問題が生じて冤罪が生まれてしまうということは、これまで多数ありました。その段階で被疑者は身体を拘束されて、ひとりぼっちで弁護人も相談できない。この段階で多くの冤罪が発生してきたというような経験を踏まえて、弁護士会としては、何とか被疑者段階でも公的弁護制度をつくれなにかという運動をしてきたわけであります。

なぜ公的弁護制度をつくらなければいけないかというのは、非常に単純な話でありまして、やや偏見めいた言い方になってしまいますけれども、大体捕まる人の多くはそれほどお金がないです。お金がある人もいますけれども、多くの方は必ずしもお金を持っているわけではない。そのような人たちが自分の力で弁護人を選任するというのは、普通は難しいわけです。したがって、そこは国を含めて公的な制度で弁護人をつけるというシステムをつけてあげないと、幾ら形式的に刑事訴訟法30条で弁護人選任権がありますよと言っても、実質的な保障はされないだろうという考え方から、被疑者段階でも国選弁護人がつけられるようにしたいという運動をしてまいりました。

しかしながら、そのような運動にもかかわらず、なかなか国は動かさず、被疑者段階での国選がつかないという状況が我が国では何十年も続いてきました。幾ら頑張っても動かないものですから、弁護士からはやむなく当番弁護士制度というものを、1990年代の初めぐらい、具体的には92年ぐらいから始めております。これは九州の大分県と福岡県で始まったと言われておりますけれども、「瞬く間に」と書きましたが、この2～3年のうちに全国に広がったというものであります。神奈川県弁護士会は、2～3年の間に、全国3番目に創設されています。これも実際に存在します。

この当番弁護士制度というのは、国の制度ではなくて弁護士会が自前でやっている制度で、逮捕勾留された人の求めに応じて、各弁護士会が弁護士を派遣して、原則として1回はただでいいですよ、無料で相談に乗りますよという制度です。もちろん、その相談に乗った弁護士が求めに応じて国選弁護人に選任されるということは全然構わない、むしろやってくださいという制度であります。

これは弁護士会独自の制度でありまして、国の補助は一切ございません。国だけでなく神奈川県補助もなければ、横浜市の補助もなく、公的な補助は一切ありません。弁護士会がみずからの費用でやっています。弁護士会がみずからの費用でやるというのはどのような意味かといいますと、弁護士会のお金というのは、弁護士会の会員である弁護士が会費を払って形成されているお金です。要するに弁護士がお金を払っているということになります。日弁連からの補助金はあるのですけれども、日弁連のお金も弁護士が払っているお金です。要するに弁護士が自分でお金を払って、自分でやっている制度であります。

この当番弁護士制度は、被疑者段階の公的弁護制度ができないから、やむを得ず、いわゆる手弁当で何とかやっていくと。それで何とか冤罪を防いでいきたいという活動なのですけれども、この活動が認知され、一定の評価を受けて、そのような運動を背景として、ようやく国も動きました。2006年、今は11年前に初めて被疑者段階での国選弁護制度というものが創設されました。2006年にできた被疑者国選は、極めて重大な事件、殺人とか放火とか、そのようなものに限定されていたのですけれども、その後、2009年に対象犯罪が拡大されて、現在に至っています。ちなみに2009年というのは裁判員裁判が始まった年です。裁判員法が施行された2009年5月21日に、現在の形に被疑者国選が拡大されております。

ちょっとわかりにくいのですけれども、参照条文として3ページ目、刑事訴訟法37条の2というものがありません。「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に対し勾留状を発せられている場合において、被疑者は貧困その他事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官はその請求により、被疑者のために弁護人を付さなければならない」とあります。現在の法律では、対象が死刑、無期もしくは長期3年を超える懲役、もしくは禁錮とあります。長期3年というのは、法律に定められた法定刑というものがありません。これをやったら何年かの懲役に処すると。その法定刑の一番重いところから3年を超える懲役もしくは禁錮に当たる事件ですが、かなり幅は広いです。それについて、もう一つの要件として、勾留状が発布されている。つまり被疑者が逮捕された後に10日間身柄を拘束しますよというような勾留状というものが出ますけれども、その勾留状が出て、かつ被疑者が求めれば、被疑者国選弁護人が選任されるというようなシステムになっております。

つまり、現在の法律では、逮捕勾留されたすべての被疑者に国選弁護人がつくわけではないです。弁護士会としては、これをさらに対象拡大しろという運動をやっておりまして、その成果として、昨年2016年の刑事訴訟法の改正により、勾留されたすべての被疑者について、被疑者国選弁護人がつけられることになりました。先ほど言いました死刑、無期もしくは3年を超える懲役もしくは禁錮という要件が撤廃されるわけです。勾留された人は全部被疑者国選がつけられますよということが、昨年の法改正で実現しました。まだ施行前なのですけれども、遅くとも来年の6月までに施行される予定です。

ここまで来て、大分進んだなという感じになるわけですが、残された課題としては、逮捕段階です。逮捕段階においては、公的弁護制度というものが存在しません。ペーパーの一番後ろの逮捕後の手続という、横にして見る表のようなものがあります。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、この表の上のローマ数字のIをごらんいただきたいと思います。これが一般的な場合です。警察が逮捕した場合ですね。左から右に時が進んでいくとご理解ください。逮捕されますと、警察官は48時間以内に検察官に被疑者を送らなければいけない。マスコミの方はよく「送検、送検」と言っていますけれども、この送検というのは、検察に送ると書いて送検です。その被疑者を受け取った検察官は、24時間以内に裁判所に対して、この被疑者を勾留するという請求をしなければいけない。それをしなければ、直ちに釈放しなければいけないという規定になっています。勾留請求をして、勾留が認められますと、原則として10日間勾留されます。1回だけ延長ができますので、合計20日間勾留できます。

先ほどの勾留段階で被疑者国選弁護人がつけられるというのが、この10日、10日の20日間の

ところを指します。それより前の最初の48時間と24時間、合計72時間を逮捕段階と呼んでいます。その逮捕段階においては、もちろん私選弁護人をつけることはできるのですが、国のお金で弁護人をつけてくださいという制度は、今ないのです。

我々としては、勾留段階の問題は解決した、逮捕段階でも同じように国のお金で弁護人をつけるという制度をつくってもらいたいという運動をしております。なぜそのようなことをしているかという、ここが一番危ない時期なのですね。後でまた時間があれば触れますけれども、今は警察も大分変わってはきましたが、警察は被疑者を捕まえると、早い段階で自白させようとします。ガンガン、ガンガン机をたたくような取り調べをして、「おまえがやったんだろう」というようなことをどこでやるかという、この逮捕段階でやるのです。そこで被疑者が「やりました」となど一言でも言ってしまえば、それがずっと後まで尾を引いて、冤罪が発生してしまうということが、歴史的に多数あります。例えば袴田事件などがそうですね。

そのようなことが一番起こりやすい、一番危険な時期が最初の72時間。ここに弁護人がつけられないというのは、やはり完成とは言えない。ですから、被疑者の弁護人の助力を受ける権利というものを実質的に保障するためには、最初の72時間こそが大事だということで、何とかそこを実現したいという運動をしています。

細かいことは省略しますが、そうは言っても公的弁護人をつけるということは、法改正としてかなりハードルが高くて、まだまだ時間がかかるかもしれませんが、神奈川県弁護士会としても、日弁連としても、引き続き運動を進めて、この逮捕段階の公的弁護の実現に向けて頑張っているという状況であります。

少し長くなりましたが、私からは以上です。

○池田 経緯も含めて、非常にわかりやすく説明していただいてありがとうございます。2枚目の紙の6番の「逮捕段階は手付かず」というところで、弁護士会として被疑者国選が法改正で間もなく施行されるということで、この6番についてはまだハードルが高いということを強調していただいたのですが、ここを中心にご議論いただければと思います。いかがでしょうか。あるいはご質問も含めて、ぜひよろしくお願いたします。

○篠原 我々は弁護士ではございませんので、我々の私見としてお話しさせていただきたいのですが、先ほど来、被疑者の国選弁護人が決まったという以前に、自費を投じてやったという行為がございましたね。ということは、ある程度そのような行為によって認めさせるということも必要だという中で、今回の場合もそういった72時間に対して自費を投じた形で積極的に出るという方向で行動を起こしたほうが、インパクトが強くなるのではないかと思います、その辺はどうなのですか。

○金谷 おっしゃるとおりだと思います。抽象的につくれつくれと言っても、なかなかできなくて。

○篠原 我々もそうですけれども、やはり行動を起こすことによって、相手に受けとめてもらえるという、文章とか理論武装だけでなく、行動を起こすということが非常に大事だと思うので、そういった意味での積極的なものがあると。費用がかかるということも仕方がないことではあるけれども、そういったことでないと、なかなか国のほうも理解されないのではないかと思います。

ただ、神奈川だけでやっても無理ですし、やはり全国的に広めていかないと無理だと思うのですけれども、私の私見ということで。

○池田 ありがとうございます。その辺はいかがでしょうか。

○佐藤（正） 副会長の佐藤と申します。金谷刑事弁護センターの委員長は、恐らく謙抑的といえますか、おっしゃっていないのですけれども、当会でも、既に逮捕段階で、神奈川新聞にどこどこでだれかが逮捕されたという記事を発見したときには、その情報を確認した上で、逮捕段階で先ほどご紹介した当番弁護士を派遣するということを実際にやっています。

ただ、これもやはり限界がございまして、報道されていないケースというのが多々あるわけで、我々はそれを知ることができませんが、少なくとも知り得た範囲内では、当番弁護士を派遣するには、当然取り組んではおります。

○牧野 今の話で、そのように皆さんが努力していろいろアプローチしていただいているのですけれども、実際には逮捕されて動揺して、そのようなことを思いつかない人がたくさんいると思います。その人たちというのはどれくらいいるのですか。勾留段階でそのような制度が認められたけれども、逮捕段階でそのような人というのは、件数としてどれくらいいるのか。それが本丸だとしても、どのくらいのボリュームになるのかということとはわかりませんか。

○金谷 済みません。今日はきちんとしたデータを持ってきていませんが、感覚的に全く弁護士を頼まないという人が2～3割います。当会で昨年1年間の当番弁護士の派遣件数が、神奈川県下全体で大体2400～2500件です。

当番弁護士の派遣というのはちょっと複雑なのですが、被疑者国選を頼める人も当番弁護士は派遣できるので、重なっている部分があって計算が難しいのですけれども、ほとんどが当番弁護士の派遣要請の6割～7割ぐらいが裁判所からの連絡です。先ほど言った勾留請求が検察官からなされると、裁判官は勾留質問といって、勾留を認めるかどうかというのをしますが、そこで当番弁護士をお願いしますというと、裁判所は丁寧に説明しますので、裁判所の書記官から弁護士会に連絡が来て、当番弁護士行ってくださいというケースが6割～7割です。

逆に言うと、それより前の警察段階で当番弁護士を要請する連絡が警察から入るケースというのは、20%くらいです。これはなぜかということ、警察は説明していないのです。あなたは当番弁護士が頼めるよということを説明していないのです。当番弁護士制度というのは、あくまで請求に基づいて派遣されます。これが原則ですので、知らないで請求しようがないのですね。

先ほど謙抑的と言われまして、ちょっとわかりにくいものではあったのですけれども、昨年の刑事訴訟法改正のときに、逮捕段階で弁護人をつけさせろと求めたのですが、当局の反対が強くて実現しませんでした。かわりにちょっとだけ獲得したのが、教示義務というのがありまして、逮捕した人は、警察は弁護士、弁護士法人、あるいは弁護士会を指定して弁護人の選任を請求できることを被疑者に教えなさいという義務が創設されました。弁護士会を指定してということであれば、神奈川県なら神奈川県弁護士会、そうすると神奈川県弁護士会が持っている体制というのは、当番弁護士制度なのですね。私は神奈川県警に行きまして、「当番弁護士制度をちゃんと告知してくださいね」と言いました。回答は拒否です。法律上、そこまでの義務はないと。弁護士会を指定して選任できる旨を教示すれば足りるのだと。何も「神奈川県弁護士会には当番弁護士制度がありますよ、1回は無料らしいですよ」と、そのようなことを言

わなければいけない法律上の義務はないというのが回答です。これは神奈川県だけではなく、全国で県警本部と交渉しましたがけれども、全部拒否回答です。

先ほど佐藤副会長が紹介されたのは、そのようなことがあったものですから、「そっちがそうなら、こっちは押しかけてやる」ということがありまして、今年の2月くらいから、神奈川新聞さんの記事を拝見して、だれかが捕まったという記事を見たら求められてなくても全部行けということをはじめたのが、逮捕事案委員会派遣制度というものです。委員会派遣制度というものは、要するに請求がなくても、言ってみれば押しかけるわけですが、これは20年くらい前から重大事件に関してはやっていました。最近始めたのは、重大事件ではない事件でも、請求がなくても押しかけるようにしています。神奈川新聞さんを拝見しますと、非常に軽微な事件もちゃんと載せてくれているのですね。載せるのがいいかどうかという議論はちょっと置いておいて、酒気帯び運転とか痴漢とか、比較的軽目の事件でも載っているのですね。ですから、そのようなものを見たら、求められなくても全部行けという運動を今年始めました。それがまさにそのような運動に基づいて制度が創設されるというための運動で、これは神奈川県で初めて始めまして、11月の国選シンポで紹介して、日本じゅうでやりましょうという運動を広めていく予定です。そのようなことをやっています。

○牧野 それはありがたい話で、そのようなものを粘り強くやっていただかなければいけないのだらうと思います。法改正のときに、国側がかなり抵抗したというのは、そこに根っこがある、だから警察もそこはやらなくてもいいというような話になっているのではないかと思うのですね。それは、なぜ抵抗したのですか。国の論理もあるわけでしょう。

○金谷 国といってもいろいろな人たちがいますが、1つは財務省ですね。

○牧野 なるほどね。お金の話。

○金谷 お金がすごくかかるという問題と、検察や警察の本音はよくわかりませんが、あちらの人たちから見れば、自分たちはちゃんとやっていると。苦しめるような取り調べはしていません、適正にやっていますよと。だから、何も逮捕段階から早々に弁護人がいらっしやなくても結構でございますというような態度ですね。

弁護人が早い段階からつけば、あちらの人にとってはいろいろ大変なこともあるわけです。弁護人がああだこうだと文句を言ったりしますので。ですから、できればそのようなことはしたくないねというようなところが本音にあるのかもしれない。

○牧野 しかし、それは社会正義ですよ。

○金谷 だと思います。

○牧野 過去にいろいろ誤りを犯しているわけですからね。そのような反省がないというか。そうすると、一番のネックはお金なのですか。

○金谷 一番と言えるかどうかわかりませんが、財務省はものすごく抵抗しています。

○牧野 しかし、もともとそのような制度がなかったところから、一つ一つかち取ってきたわけですよ。拡大もしてきたわけですよ。その得られた理由は何ですか。いろいろなことを国に認めさせたということですよ。

○金谷 そうですね。

○牧野 当番弁護士制度も、実際にはそのような効果を知ったからということがわかってきた

からということですね。

○金谷 そのようなことだと思います。

○池田 今の牧野委員からの予算とかお金の話は、いわゆる被疑者国選弁護制度が、全ケースにわたって認められたと。これはお金だと思うのですが、逮捕段階云々のところはお金ではなくて、まだ予算化していないものですから、当番弁護士がまだ活躍しないといけませんよね。そうすると、それは予算という制約が全くなくて、警察がリジェクトしているというところが問題で、そればかりではないのしょうけれども、要するに弁護士の先生が逮捕段階で警察に赴いて、48時間あるいは72時間の間に活動するということが、警察の捜査などに対してどのような影響を与えているかとか。影響ではないですね、要はプロセジャーとしてね。そのところの予算については、当番弁護士ということですから、どちらかというプライベートなお金になりますよね。弁護士会が当初支払うというような形になるのではないか。そこがちょっと違うのではないかと思うのですが、どうでしょうか。金谷先生、どうですか。

○金谷 そのようなご指摘もあろうかと思いますが、両方絡み合っているのかなと感じます。やはりお金の問題もありますし、その他の手続面の問題もあろうかと思えます。

実は、弁護士会の中でも、逮捕段階の公的弁護制度をつくれと言っておきながら、具体的にどのような制度設計かということについては議論が分かれておりまして、勾留段階は割と単純なのですけれども、逮捕段階は72時間という時間で、長いようで短いものですから、その間にどのような手続でどうすればいいのかという議論が、正直申しまして日弁連内でも定まっていなくて、かかれこれ10年ぐらい、その議論をしているのですけれども、まだ定まっていなくて、そこをきちんとしていかなければいけないかなと考えているところです。

○柿本 法律に関しては無知な市民でございますので、私はぜひ助けたいです。逮捕段階のときに弁護士の先生とお話をさせていただきたいです。私は、その制度そのものがないことすら、知りませんでしたので、捕まったときにお巡りさんから「その制度あるよ」とサジェスションがあるのだらうなということぼんやり考えていました。資料をお送りいただいて、はじめて知り不安になったというのが感想です。

私にとっては、72時間は異常な長さです。普通に市民生活を送ってしましたら、とても耐えられないのではないかと感じました。数年前にパソコンの遠隔操作事件で大学生が捕まって、無実の大学生が自白をしてしまった事件が私の頭から離れません。具体的な制度設計というのが難しいのはわかりましたが、市民運動をしている立場からはぜひ一緒になって運動を進めていければと思いました。

○池田 ありがとうございます。篠原さん。

○篠原 今の佐藤さんのお話のように、神奈川新聞で見たということについて、逮捕時の情報をいかに入れられるかという、この辺がやはりポイントではないかと思うのですね。それによって動きがとれるということですから、逮捕時の情報がいかに弁護士会に通じていただけるかという運動というのは、相当粘り強くやらないと無理でしょうね。そのようなことがなければ、情報がなければ動きがとれないというのは、当然、原則論としてあるわけですから、そういった意味で、今のお話を聞いていますと、その辺は一番ポイントになるのではないかと思うので

すね。方法論というのは難しいとは思いますが、やはりこの辺でしょうね。

○池田 逮捕時の情報のかぎを握っている佐藤さん。

○佐藤（奇） 神奈川新聞は、全国紙などとは違って、地域密着の情報をなるべく発信しようということで、細かい事件についてもなるべく掲載するようにしています。いわゆる一般市民にとってみると、小さな事件でも悪いことをすればちゃんと捕まるという治安維持ができていることを示すということが1つです。もう一つは、警察、権力がやってきたことを後々しっかりとチェックできるように、本当にこの逮捕は間違っていなかったのかということをしちんと後から振り返られるように記録するという意味もあるのですけれども、今は個人情報に関しての問題が事件報道にも非常に影響しております。「こんな軽微な事件なのに、何で自分の名前まで載せるんだ」というようなクレームが非常に多く寄せられていて、そのようなこともあって事件報道については、もう少し掲載基準のハードルを高めたほうがいいのではないかという議論もあるにはあるのですね。

ただ、今のようにそのようなところに基づいて人権を守っていくことに活用していただいているというところについては、もう一度重く受けとめなければいけないのかなとは思っております。ただ、捕まった側からすると、勾留しない段階でもう釈放されてしまうような事件も、逮捕のときには、このような容疑でこの人間を逮捕しましたと、一律に警察から発表があるのですね。多分、裁判にもならないし、勾留請求もつかないような軽微な事件であるならば、社会的制裁につながるような記事の書き方というのはどうなのだろうということで、容疑者の人権も配慮しなければいけないところもあり、その辺はすべてを満たすのはなかなか難しいというのが現状です。

ただ、以前私も裁判担当をしていたときに、当番弁護士の要請がないけれども派遣するところでは、神奈川新聞を見ていると言われた経緯もあったので、なるべく多くの情報を載せようということでは意識はしていたのですが、個人情報との兼ね合いで逆風にあるというところも実情ではございます。

私から、2点ほど確認させていただきたいのですが、逮捕時からの公的制度の必要性というのは、冤罪の防止というところが1つのねらいだと思いますけれども、もう一方で被害者支援という観点からはどのようなメリットが考えられるのかということが1つです。

それから当番弁護士制度の関連で、私が裁判を担当していた10数年前でも、当番弁護士制度を担う弁護士の数がなかなかそろわないというところで、熱心な同じ方が月に何日も受け入れざるを得ないとか、負担の偏りがあるという話を聞いておりました。今現在、当番弁護士制度に従事されている弁護士の方はどの程度いらっしゃるのかということと、仮にそれが公的になった場合に、質の維持を含めて、それがちゃんと受け入れ可能なのかどうか。そのあたりの見通しを教えていただければと思います。

○金谷 実は、被害者支援との関係ということについては、逮捕段階の公的弁護制度が創設されたことによって、そのことに何か劇的な変化が生じるとは思っておりません。確かに一般論としまして、被疑者に弁護人が早い段階でつければ、その人が真実犯罪をしていて、かつ被害者がいると、被害回復のために弁護人は活動するわけですがけれども、それが早まれば早まるほど、被害回復は早まるというような意味合いにおいては、一定の影響はあるかもしれませんが、そ

のことは直ちに結びつくほどの劇的な変化はないのではなかろうかと考えております。これが1点目です。

2点目の、当番弁護士の担い手、イコール逮捕段階を含めた被疑者国選の担い手ということになりますが、結論から言いますと、佐藤さんが昔取材されていたころと比べますと足りています。当会は今、会員が神奈川県全体で1600人名の弁護士がおりますけれども、そのうち1000名を超える弁護士が当番弁護士に登録はしているという状況です。ご指摘のとおり、昔はなかなか担い手がなくて苦労した時代がありました。ただ、その後、時が進んで、平たく言うと弁護士の数が大幅にふえたことも手伝って、当番弁護士も国選もボリュームとしては担い手がかなりふえています。

他方で刑事事件の数は徐々にではありますが、減少傾向にあり、対応体制には特に問題はないと。ただ、数があればいいというものではなくて、質の維持ということも必要だと思いますので、その点につきましては弁護士会内での研修その他で、質の維持をしていきたいと考えています。

○早川 逮捕段階ということで、よく別件逮捕という、微罪で捕まえてそこから白状させるというようなイメージがあるのですけれども、そのような意味でこの段階からきちんと国選弁護人をつけるということは大変大事だと思うので、この間の弁護士会の活動もこのような広がりというか、このような目的があるということを知りました。当番弁護士という名前は聞いたことはあるのですけれども、長年の積み重ねがここまで来たのかなという感じがしました。

国選弁護人の関係でいうと、うちの業界も外国人の方が多いのですけれども、10年ぐらい前ですか、在留資格のない人がよく捕まって、そのときも国選弁護人はつくのですけれども、罪を認めて謝れと。確かにそのほうが簡単かもしれないけれども、そのような形になるとまずいなどと思ひまして、最近は余りそのようなケースはないと思いますが、先ほどの質の問題も含めて、ぜひ高めていただいて、逮捕時からきちんとつけられるような運動というか、体制をつくっていただきたいと思います。

○金谷 今のことについて、余りいないのですけれども、純粹にオーバーステイだけの外国人の場合、今は勾留段階での被疑者国選がつけられなくて、例えば窃盗をやりました、捕まえたならオーバーステイでしたという場合が結構あるのですね。窃盗には被疑者国選がつくけれども、オーバーステイはつけられないというのが今の法制度の状況です。

先ほど言いましたように、被疑者国選の勾留段階の全件拡大が来年6月までに施行されますので、そうするとオーバーステイも、ほかに何もしていなくても対象になりまして、来年6月までに一気にふえると。ほとんどオーバーステイの人だけがふえる感じになります。ですから、弁護士会としてはかなり大変な状況になるのですけれども、強いてやっていきたいと思っています。

○池田 オーバーステイというのは不法入国ですか。在留資格違反ですね。

○金谷 はい。そういうことです。

○池田 1点、当番弁護士制度のこのペーパーの1ページの下の方には、「原則として1回無料で相談に乗る」ということになっているのですけれども、「原則として」という意味と、1回相談に乗って、その後はどのようになるのかということはどうなのでしょう。

○金谷 「原則として」という文言は、ほとんど読まないでいただいて結構です。1回無料です。

○池田 1回無料ですね。

○金谷 極めてまれにありますが、全然意思疎通ができなくて、その被疑者から弁護士会にクレームが入ることがあります。委員会の判断で、しようがないからもう一回送るかということが極めてまれにあります。ですから、そのような例外がなくはないという意味で、原則としてということです。

1回無料というのは文字どおりでありまして、弁護士がそこに行って1回接見して相談に乗っても、お金を請求することはないということになります。そこから先は、その被疑者と弁護人の間で、いわば話がついて、引き続き何々弁護士さんに頼みたいということですになれば、どうぞ私選でお受けくださいと、むしろそれを進めますと。1回だけではなくて、継続的にやってあげたほうがいいことはもちろんなので、そうしてくださいというように推奨はしています。そのような感じです。

○池田 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤(正) 今の点、よろしいでしょうか。そうは言っても、私選弁護を頼めるほど余裕がある方はむしろ少ないです。圧倒的多数は、そのまま引き続き当番弁護人で行った弁護士が受けるにしても、被疑者国選につないだり、逮捕段階で当番弁護として派遣されている場合には、その後勾留請求があった段階で被疑者国選になるように手続をとって、そのまま国選弁護人として続けたり、あるいは先ほどのオーバーステイのように被疑者国選の対象外の事件の場合には、被疑者援助という制度もございまして、弁護士会などで費用を出しているのですけれども、そのような制度を使って、被疑者の方にできるだけ負担のないような形で弁護活動を続けるというようなことをやっています。

○牧野 ハードルが高いかもしれませんが、やはり大事なことなので、新しい制度も含めてやってもらいたいと思いますが、当分は当番弁護士制度をいかに普及するというか、知らない人に対してそれをやってもらいたいと思います。

この資料で、逮捕段階には手がつかずという(3)のところで、「必要性について市民の理解が広がっているとは言いがたい状況で」とあるのですが、草の根的な運動を続けているというのですけれども、どのようにやっていったらよろしいですかね。どのようにしていったら、だんだんそのようになるのか。その理解があれば、国にも認められるようになるのか、今後の展望として、どのようにやっていくのか、お考えがあれば。

○金谷 済みません。一番難しいところで、ぜひお知恵を拝借したいなと思います。その前提といたしましては、逮捕段階をめぐるさまざまな情報が必ずしも一般市民の方に届いていないということがあるのではないかと、私は思います。マスコミ報道などで、だれかが逮捕されましたといったときの一般市民の受けとめ方というのは、「悪いことをした人が捕まったのね」というのが、一番素直な受けとめ方だと思います。そこで何が発生するのかということ、たまに大きな冤罪事件が発生しますと、振り返ってこうだった、それはひどかったねと思われるにしても、日常的にそのような危険が発生するということを、市民の方は余り意識せず、かつ自分の問題としてとらえる人はほとんどいないと思います。

今は、これでも相当ましになったほうなのですけれども、一定の事件については逮捕段階から取り調べを録音・録画するという試みも始まっていますので、昔のように首を絞めて自白させるというようなことは、減少はしていると思いますけれども、そうではない事件については、そのようなことが今でも行われている疑いがあるのですね。

先ほど別件逮捕という言葉が出ましたが、神奈川県内は去年からどうしたのというぐらい治安が悪化しておりまして、殺人がすごく多いのです。そのときというのは、ここ1カ月ぐらいの報道を見てもわかるとおり、まず死体遺棄から入るのですね。死体遺棄で被疑者を捕まえます。あなたは死体を捨てましたねと。死体遺棄で捕まえると、死体遺棄は現在でも国選対象外です。取り調べの録音・録画も対象外です。ですから、そこでとりあえず捕まえて、ガンガンして、「おまえ殺したんだろう」というように自白をとってしまうわけです。その後殺人で逮捕して、要は取り調べを始めますと、すました顔をして取り調べを録音・録画して、後にもっていくということは今でも行われているのですね。

そのような実態というのを、その人がやったのであればともかくとして、やってないにもかかわらず、そのようなことが起こるといえるか、問題性というのが市民の方に情報としていっていかないということがあると思います。それから、恐らくほとんどの市民の方は、絶対に自分には関係ないことだと思っている人が大半なのです。自分は絶対逮捕されない、逮捕されることはないと思っている人が、それは当たり前だと思いますけれども、いつ何どき自分に降りかかってくるかもしれない可能性があるのだということ、そのような問題性を広めるということです。

もう一つ、一番市民の方に理解していただけないのは、虚偽自白の問題です。つまり人間は自分のやっていないことをやったと言うはずがないと、多くの人は思っているのです。「私が殺しました」と自白するのではないですか。裁判で「いや、実は私はやってないです」と言うわけです。これを虚偽自白と我々は呼んでいますけれども、やってもいないことをやったと言うはずがないと、普通の人は思っているのです。しかし、虚偽自白というのはものすごく多いのです。これは学術的な研究も進んでいるのですけれども、人間はなぜ虚偽自白をするのかと。捕まるという異常な状態になったときに、人間はどのような心理状態になるのかというようなことは、市民の人にはほぼ全く理解されていない状況です。

そのような情報を広めていって、だから問題なのよということを伝えていくということ、まずやらないといけないのですが、そこまでできていないというのが現状です。そのようなことをきちんとやった上で、市民の皆さんのご協力を得て、運動を進めていきたいと思えます。

○牧野 そのような自白を強要することは、そもそものやり方が問題ありますよね。そういうのは少し改めてもらわないといけないのでしょうか。そのような警察内部の捜査態勢のようなものに問題はあるのではないかと。あるいは強制した虚偽自白があるのであれば、それはいけないと思うのですが、やはり、当面はどうしても当番弁護士制度をいかに普及させていくかということ、市民の人に理解してもらうように、いろいろな機会をとらえていかないといけないのでしょうか。

○金谷 おっしゃるとおりです。

○牧野 それを積み重ねることによって、逮捕段階のそのような制度云々につなげていくしか

ないと思います。警察は私の知っている限りでは市民に対しては非常に親切で優しいのですが、逮捕された人に対しては非常に厳しい対応になるという組織文化があると思います。やはり勾留されると、そのようになるのかもしれないですね。その辺は、いろいろな意味で改めるとともに、そのような新しい制度の実現に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤（奇） その関連でよろしいでしょうか。金谷先生から、逮捕段階の状況が市民になかなか伝わっていないというお話がありましたけれども、それとはほぼ同義で、マスコミでそのような部分が報道されていないというところにも通じると思います。何ゆえそれがマスコミで報道されていないのかというところで、報道機関としてのお願ひにはなるのですけれども、裁判が始まる前の段階で、ぜひマスコミの取材に積極的に対応していただきたいなという思いがあります。

何かというと、その事件が起きた、その事件の背景には何があるのか、あるいは容疑者はなぜそのような事件を起こしたのかということで、我々は捜査当局に当然取材をします。その見方というのが、本当に客観性が担保できているのかどうなのかというところで、当然、逆サイドである容疑者にできれば聞きたいと思う。ただ、そこにはなかなかアクセスできませんので、国選弁護人などに取材を試みるのですけれども、あくまで個別案件ですが、現状はなかなか応じていただけないケースが多いというのが実情です。

もう一つ、被害者がいる犯罪ですと、被害者に対しても当然取材をします。神奈川県弁護士会さんは、被害者支援に対してはすごくスピーディーに対応していただくところで、我々がいわゆるメディアスクラムといいますけれども、被害者に多数のマスコミが集中していかないように、ちゃんと防波堤になって弁護士の先生が窓口になって対応して、ちょっとした遺族コメントを出していただけるということになると、捜査当局の情報と、遺族の被害感情の強い情報ばかりが社会に出ることになってしまって、容疑者側の言い分というのが出てきません。

そこで「悪いことしたんだから当然だろう」というような空気にどうしてもなってしまうところに、やはり容疑者側は状況としてはこうなのだということを弁護人が何とかマスコミに情報を伝えて、一般市民の方が客観的に情報を判断できるような状況をつくっていただければと思います。接見しつつそのような対応をするというのも大変だと思うのですけれども、なるべくそのような対応を積極的にしていただくことで、市民の理解につながるようなことをしていただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○池田 その辺はちょっと微妙なところだと思うのですが、どうでしょうか。延命会長、いかがですか。なかなか難しいと思いますが。

○延命 そうしたいのはやまやまなのですが、被疑者、被告人の立場からして、それをマスコミに流すことによって、本人にとって不利になる可能性も十分あるのですね。ただ、マスコミにたくさん取り上げられて、こちらの意見は全く出ていないよという話の場合には、説得をして、「悪いけどこういう話になってるけど、どうする？」というので、「じゃあ、先生やって」というときには、やはりマスコミの前に出て、きちんと論点整理をした上で、こちらの言いたいことは言っていくと。ただし、言えないことはありますけれども、それはオフレコというあたりでよくやるのがございます。ですから、その兼ね合いがとても難しく、例え

ば津久井やまゆり園などの話になると、あの弁護人がだれなのというあたりも秘匿しているのが弁護士会の対応なのですけれども、それを言うことによって果たしてどうなるのか、混乱を招くだけだろうということになってきますので、まずは被疑者、被告人の立場に立つと、やはりあれは言えないだろうと、そのような流れがございます。

ですから、個別事件の内容によって被告人、被疑者の代弁をするということは当然あり得るのですけれども、すべてがすべてそれをできるかという、そうではないと。その辺をご理解いただけるとありがたいと思っています。

○佐藤（奇）そこは十分理解しているつもりですけれども、やはりその一つ一つ、それが市民の理解につながっていくのだという、そのゴールは多分一緒だと思います。一つ一つの個別案件で本当に言えない話というのはあると思いますので、精査した上で前向きに対応していただければと思います。

○池田 今の点に直接関係ないと思うのですけれども、市民に対して刑事弁護人の役割を理解してもらうためには、いわゆる「こんな人まで弁護されるのか」とか、それは弁護されるという制度になっているからそうなのですが、市民の感情からすると、極悪非道のこの人に弁護士の先生がついて、弁護士の方は大変でしょうねとか、金谷先生、どうなのですか。そのような気持ちは一般的にあるのではないかと思うのですね。

ただ、当番弁護士の方が交代で行くという話になると、これはどちらかというアサインメントですよ。強制ではないかもしれないけれども、「A先生、行ってください」という話。その人は、「この人は嫌だ」とかいった選択ができるのかどうか。あるいは、どのような人でも弁護士たる者は自分の責務を果たすべきなのかとか、その辺は葛藤もあるのではないかと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

○金谷 難しい問題ですけれども、答えとしては、例えば当番弁護士で行った人が拒否できるかと。依頼があるのに拒否できるのか、あるいは正当な事由がないのに拒否できるのかと。弁護士会の立場だと、拒否できないということになります。例えば利害対立があるとか、そのようなことがない限りは、依頼があれば受けるというのが弁護士会としての基本的な立場です。

極悪非道な人でも、どのような人でもということについては、それは当然というのが私の考えです。弁護士会としても、そう考えていると思います。

○池田 思うのですか。

○金谷 逮捕段階のことに今日はスポットを当てていましたけれども、やはりそれができて初めてフェアだと私は考えていて、いやしくも人間の体を拘束するにおいて、弁護士をつけられる権利を保障しないで手続を進めるのは、適正な手続とはいえないという考え方に基づいていることなので、あらゆる面で弁護士がつくのが当たり前ではないかという発想が、我々にはあります。それがご理解いただけるかどうかという問題だと思います。

○池田 そのような弁護士の役割とか、どのように行動しているというか、一般市民に対して理解をしてもらうというか、そのようなアクションというのが何か必要なのではないかと。

○金谷 法教育というものがありまして、メインとしては子供たちを中心に法律の細かい制度というよりも、法の基本的な考え方とか価値を伝えるという形で弁護士会としてはやっているのですけれども、その中で裁判傍聴、刑事裁判を傍聴したり、出前授業で基本的な考え方を伝

えたりという活動はやっております。

ただ、その中で一番理解が得にくいのが、手続的正義、手続の公正というのを、やはりなかなか感覚として理解しにくくて、学校の先生などに講演をするときもあるのですが、例えば違法収集証拠排除というのがあるのですが、覚せい剤が見つかりましたと。けれども、ちゃんと令状をとっていないと。そうすると、それは証拠として使えない。そうすると無罪になったというのが、たまに報道などであるのですね。そうすると、それを事例で出して学校の先生や子供たちに「この事例で無罪になる」というのはどう思うかと言うと、「おかしい」「納得できない」というのが圧倒的多数なのです。

そこはやはり法律家、憲法とか刑事訴訟法を学んで当たり前の感覚と、そのような感覚がない人にどのように理解してもらうか。それは過去の歴史とか手続を適正にかけることが大切なのだということを含めて、どのように伝えていくかというのは、やはり弁護士会としては活動していく必要があるのかなとは思っています。

○池田 ありがとうございます。いろいろご説明を受けて、コメントをいただいたり、ご質問をいただいたりして、相当私たちのレベルは上がったのではないかと思いますけれども、ただ、このペーパーを見せていただくと、刑事訴訟法改正から被疑者国選弁護制度ができるまで、60年ぐらいかかっているわけですね。60年というのはやはり長くて、その中で当番弁護士制度というものができ、活動を繰り返しながらやっと日の目を見た。

ただ、それは送検した後ということになるわけで、最初の48時間プラス24時間というところについては、当番弁護士制度で当面はやっていかなければいけない。しかしながら、2ページ目の6に書いてあるように、ここについて弁護士会の中でそれなりに意思統一がされているというわけではもちろんないけれども、そこは議論を続けていっていただくとして、逮捕時から皆が弁護人と相談できる制度というのは、1つの方法であるのではないかなと。そこに対しての弁護士会の努力を継続していただきたいというのが、今日集まった市民会議の皆さんの総意ではないかと思います。

ただ、そこに至るまでには逮捕時の情報をどのように引き出していくか、まさに新聞の役割というのがあるけれども、警察の協力が必ずしも十分に得られない。今日はその細かい議論はできなかったのですが、市民がどう考えているかということから、警察も考え方を変えていく。要は法律上義務がないという突っぱねだけではなく、やはり人権上も必要であろうということに変わっていくためには時間が必要かもしれませんが、粘り強い努力というのが必要なのではないかと、皆さんから意見が出たのではないかと思います。

よろしいでしょうか。金谷先生、ありがとうございました。最初のテーマについては、私たちの理解も非常に進みましたし、市民に対する法教育の話なども、いろいろな方面からのアプローチというのが必要だと思いますので、また頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

(2) テーマ②「弁護士会の意見表明について～二つの会長声明と意見書を題材として～」

○池田 それでは次に進ませていただきます。弁護士会としての意見表明ですね。それでは、

徳久先生と佐藤先生から、よろしく申し上げます。

○佐藤（正） それでは、まず副会長の佐藤からご説明します。私、弁護士佐藤正知という名前が入った「弁護士会による提言活動について」のレジュメをごらんください。もう一つ、本日お配りした弁護士会の組織図が書いてあるものもあわせてごらんいただければと思います。

組織図が書いてあるものの裏面を見ていただけると、昨年度1年間に当会で発出した会長声明、決議、意見書、本年度に入りました出したものをリストだけ掲げております。このような提言活動などを行っておりますが、このことについて、1、2例を題材に挙げながらお話をさせていただきます。

まずレジュメに戻りまして、弁護士会の役割がどのようなところにあるのかということからですが、まず弁護士法という法律がございます。その弁護士法の1条が2つのことを定めているのですが、まず第1項は、「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めております。こちらは比較的有名な条文でありますけれども、実はここには続きがございます。第2項で「弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持、及び法律制度の改善に努力しなければいけない」ということが定められております。

この「弁護士は法律制度の改善に努力しなければならない」ということでございますので、その法律制度の改善のためにはこうあるべきではないかというような、さまざまな意見の表明をさせていただいているところでございます。その方法といたしましては、総会の決議という形をとったり、会長声明であったり、似たようなもので会長談話、あるいは意見書というような形で公表させていただいております。

これで直面するのが、会員の中にも種々の意見がございます。当然、1600人の全会員一致でそのとおりだと意見がまとまることは少ないというか、ほとんどないということでもあります。そのような中でも、どのようにして意見表明につなげていくのかというあたりが問題になるのですが、まず個々の会員が自分はその意見に反対であるにもかかわらず、弁護士会としてそのような意見を出されることについては、弁護士個人の思想良心の自由が侵害されているというようなことを主張する弁護士もおります。

この点について、実は過去に争われた裁判というのがございまして、かつてスパイ防止法というものが制定されかけたのですね。それをめぐって、これに反対する決議を日弁連で行ったのですけれども、そこに反対する会員が、この決議の無効ですとか、日弁連が反対運動に取り組んでいることについての差し止めを求めて訴えを起こしたことがございました。

その中で判断された高等裁判所の判決を、一部そちらに引用しておりますけれども、高等裁判所がどのようなことを判決で言ったかということ、弁護士に課せられた弁護士法1条の使命が重大であると。弁護士個人の活動のみによって実現するには、おのずから限界がある。これは余計なお世話と言いたいところもあるのですけれども、限界があると。特に法律制度の改善のごときは個々の弁護士の力に期待することは困難であると考えられること、あるいは日弁連が弁護士会と弁護士の集合体であることを考え合わせると、日弁連が弁護士の右使命を達成するために基本的人権の擁護、社会正義の実現の見地から、法律制度の改善について、会としての意見を明らかにし、それに沿った活動をすることも、日弁連の目的と密接な関係を持つものとしてその範囲内のものと解するのが相当であるということで、日弁連あるいは弁護士を含めて、

このような活動を行うこと自体は、むしろ弁護士会の目的の範囲内のことだと判断していただいたのですね。

その後、この事件は上告されたのですが、最高裁判所もこの結論を是認しているということで、個々の会員の中に仮に反対意見があるにしても、一応、会としてこのような意見表明を行ったり、あるいは何か立法が行われようとしているときに反対運動に取り組んだりすることも、弁護士会あるいは日弁連の目的の範囲内であるという前提で、我々は活動しております。

先ほどいろいろな種類を申し上げましたけれども、会内ではいろいろ手続の違いがございます。それでもう一度、先ほどの組織図をごらんいただきたいのですけれども、この中に出ておりませんが、弁護士会は当然、年1回以上総会を開催しております。その総会の中で決議を上げるというようなことをやることもございます。この総会決議という形で意見表明をするときには、単に総会で議決するだけではなくて、前提として、弁護士会に常議員会という機関がございます。そちらでも承認をとっておく必要があります。これは総会に議案を上程することについての承認です。

組織図でいいますと、右側の議決機関のうちの常議員会というのは、当会は今1600人おりますけれども、定員40名の議会のようなものを設置しております。その常議員というものは、選挙で選ばれるのです。選挙を行って、弁護士会内の国会のようなイメージを持っていただければと思います。その常議員会を開催します。これは大体月1回のペースで会議を行っておりますが、そこでいろいろな会的意思決定を行っております。総会決議は、まず常議員会で総会に議案を上程することを承認いただいてから、総会で、最終的に多数決で決めるということになります。

次に会長声明と呼ばれるもの、あるいは意見書という形のものも同様ですが、この会長声明や意見書につきましては、常議員会の承認を経れば発表することができるということになっております。

最後に会長談話というのは、会長と副会長で構成する理事者会で発表することを決定し、その後、発表しているということになります。この会長声明と会長談話は、発表するまでの手続に違いがあるのですけれども、実際にどのように使い分けているかといいますと、常議員会というのが月1回程度しか開かれないもので、しかも議案を事前に常議員に発送するのに1週間程度を要するというようなこともありまして、何か即時に意見表明をしなければいけないというときには間に合わないことが多いので、そのような場合に会長談話などを発表することが多いです。あるいは特定の日に発表することに意味があるというときに、あえて声明ではなくて談話という形をとることもございます。

次に具体例に基づきながらお話ししますと、まず神奈川県消費生活条例の見直しに関する意見書というものを、本年の6月8日に発表いたしました。これはかなり専門的な話もありまして長いので、ごくごく簡単に……

○池田 これは、前回のこの市民会議で十分やりましたので、概略で説明していただいて結構です。

○佐藤（正） 前回、まさにそのステッカーもお配りしたところだと思いますが、実は今回の

6月の意見書は、前回の市民会議より後に出されたものですけれども、ここで何を特に主張したかといいますと、レジユメに戻っていただいて、玄関やマンションの入り口などに「セールスお断り」というようなステッカーを張るということ自体が、訪問販売に対する拒絶の意思表示に該当するのだということを、条例の文言上ははっきりさせてもらいたいということが結論です。

もう少し見ていきますと、レジユメの下の方に書いてありますけれども、神奈川県消費生活条例というものがございまして、その第13条の2という条文でどのように定められているかという、「事業者は、消費者に対し商品等の売買または提供に係る契約の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、または消費者を欺いて消費者に接触する不当な行為として、別表第1に掲げる行為をしてはいけません」。長ったらしいですけれども、要するに表に掲げる行為をしてはいけませんというのが条例です。その表というものに、禁止行為としてどのような行為が掲げられているかといいますと、1番目が、「消費者が拒絶の意思を示したことに反して、目的を偽り、もしくは秘匿して、または迷惑を覚えさせるような方法で消費者の居宅、勤務先、その他の場所を訪問すること」が禁止されています。消費者が拒絶の意思を示したことに反してこのようなことをしてはいけませんというのは、既に条例になっているわけです。

消費者が拒絶の意思を示したことの例示として、例えば「玄関先にステッカーを張るなどにより」というようなことを例示してもらいたいというのが、今回の意見書の中身です。それが例示されれば、ステッカーを張っているにもかかわらず、あえて目的を秘匿して消費者の自宅を訪問すること自体が、この消費生活条例違反ということになってくるわけです。ですから、消費者被害防止のために、このようなことをぜひ条例に具体的に定めてもらいたいという意見を発出いたしました。

審議の状況では、そうだそうだという議論になっておりまして、常議員会の決議でも全会一致という結論でした。このように、意見書が常議員会で承認されたときに、具体的にそれをどのように執行していくのか、活用していくのかというところを少しご紹介いたします。

まず、この意見書自体を送ることについては、県知事ですとか県議会、県議会議員、それから今条例を審議している神奈川県の消費生活審議会、このようなところに当会の意見書を送って、審議の状況について我々はこのような考えを持っていますとお知らせしているということでございます。

それだけではなく、参考送付と書いておりますけれども、これを市民の方にも知っていただきたいということで、記者クラブにもご案内に参っておりますし、県下各自治体ですとか、県選出の国会議員、日弁連や他の弁護士会などにも、このような意見を表明しましたということ参考を送っております。逆にほかの会で意見表明があったものも当会に送られてきて、ああなるほど、当会ではそのような検討をしてこなかったけれども、これについては同じように神奈川県内でもいろいろ啓発していくべきだというような参考になることもございます。

また単に郵便で送るというだけでは、やはりアピールとしては弱いですから、実際に消費生活条例の改正についての意見書を携えて、執行部で知事と会食する機会がございまして、その場で内容を説明させていただくということもやりました。あとは消費者問題対策委員会で神奈

川県議会議員に要請に行くというようなこともやっております。またレジュメには書いておりませんが、実際の県の消費生活担当のセクションに対しても、意見交換ということで行って協議をするというようなこともやっております。

このように意見表明を一方的にして、公表しておしまいということではなく、それについていろいろ要請活動を行ったり、協議を行ったりということをして活用しております。消費生活条例の見直しを例にした部分は、私からは以上です。続きまして、徳久副会長からお願いします。

○徳久 それでは、もう一つ、いわゆる共謀罪関連の会長声明について、徳久からご説明させていただきます。その前に、雨の中を倍の時間を見て家を出たのですけれども、渋滞で遅参してしまい、申しわけございませんでした。

それではご説明させていただきます。先ほどの消費者問題に比べますと、こちらの法案に関する会の意思形成というのは、非常に賛否が分かれるところがありまして、これを弁護士会に出すのはいかがなものかという、強い論点でございます。

私どもで用意したレジュメというのは佐藤副会長と重なっている部分もあるのですが、弁護士法1条の解釈については、先ほど佐藤副会長からございましたのでいいかと思っておりますけれども、あくまでも弁護士会が意思を表明する活動をするというのは、法律問題であることが基本的スタンスにあるということ動いております。

レジュメの2枚目の③の部分に、当会の声明の趣旨というのがありますが、この③の考え方については、日弁連の見解です。

○池田 今日配られたものの裏の③ですね。

○徳久 申しわけございません。当会声明のほうの説明は今から申し上げますが、③は日弁連の見解というように訂正してください。

それでは当会の声明のご説明をさせていただきます。共謀罪に関しては、2016年12月8日に法案を国会提出することに反対するぞと、それはやめなさいという会長声明を12月8日に出しております。そしてその後出されてしまったわけですから、本年4月26日に、これを廃案にしないという声明を出しております。その後、6月15日に法案がひどい可決の仕方と言っていると思いますが、可決されたところで会長談話を出しております。これは先ほど佐藤副会長が申しましたように、常議員会の決を採っている暇がなく、成立した日に出すしかないということで、談話形式で短いものながら出させていただきました。

この談話は、つくった日に記者クラブにも持っていきまして、神奈川新聞さんに談話を掲載していただいたということがございます。

この共謀罪法案の会長声明、談話の場合は、どこにアピールするかというのは、やはりマスコミというのが非常に大きく、会ってお話をする、説明をするというパターンが一番多くて、それ以外ですと、4月の会長声明の場合は、これを持って国会議員回りもしています。各議員会館に行きまして、お立場がある方はなかなか難しいですが、それでも会える議員の方には持って行って説明をする、いらっしゃらない場合は議員会館の室に置いていくというような使い方しております。

当会の場合、どのような立場で反対しているかということですが、当会として一番重視して

いる点というのは、4月26日の会長声明でご説明いたしますと、今年度の会長声明の2の1行目です。「本法案では、①犯罪主体において『組織的犯罪集団』とされていた規定が『テロリズム集団その他の組織的犯罪集団』と改められていること、②対象犯罪数が676から277減じられていること」この2点について、このような内容は憲法上、問題があるという点、そのような法律論の視点から批判をしているということです。何が問題かといいますと、テロリズム集団とは何ですかと。法律に規定がありませんよと。意味がわかりませんよと。組織的犯罪集団も定義がはっきりしていませんよと。このようなあいまいな文言で犯罪の主体を定義していると、幾らでも拡大解釈できるのではないかと。そのような点が、罪刑法定主義的にも問題であると。だれが処罰されるかわからない法律でいいのかという点が、批判の対象となっております。

それから対象犯罪数ですね。もともと676という数だったのが277に減ったではないかというのが、この当時の政府の説明であったのですけれども、非常に広い犯罪数、新聞報道もありましたが、それが組織的犯罪に関係あるのですか、テロに関係あるのですか、どう関係あるのですかというものが入っているではないかという点が、当会の批判の主眼になるということです。

もう一つ、批判の対象として、②の4段落目、「また」で始まる段落の2行目の後半。

○池田 これは、会長声明という、郵送で送られたもの下から2枚目ですね。4月26日の。

○徳久 26日付の会長声明ですね。

○池田 その「また」というのは。

○徳久 2の4段落目、「また」で始まっている段落になっていると思うのですが、「また、②についても」という段落です。その段落の2行目の後半が「共謀罪は」という文章で始まっているところまでよろしいでしょうか。「共謀罪は行為を処罰する我が国の刑法の基本原則を否定するものである以上」というように書いてあります。ここがちょっと、パッと読んだときにわかりにくいのではないかと思いますので、これが日弁連の批判している部分でもあるので、その点について、本日配信となってしまいましたレジュメをごらんください。

6条の2という共謀罪の条文が書いてあるところですがけれども、次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を2人以上で計画した者は」と、傍線を引いております。この傍線部分、これがもう犯罪だというものなのですね。ここが犯罪なのです。その後ろの「その計画に基づき、資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは」という波線部分は、処罰条件といって、確かにこれが行われて、準備行為がないと処罰はできないけれども、傍線部分、計画をしたらそれはもう犯罪なのだ。ですから、捜査機関側からすれば、計画があるらしいとなれば、それは捜査ができますよという構造になっているのが、共謀罪というものなのです。

この点を日弁連が一番強く批判しているところでして、本来、我が国の刑法というと、何か行為をした、行動したことを処罰するというものでずっとやってきていると。そのような刑法の原則が、計画をした、紙に書かなくても口頭で「やろうぜ」と言えばいいわけですから、それでもう犯罪だと。そこを批判しているのが、この会長声明の先ほどの部分、行為を処罰するのが原則である我が国の刑法を変えるものだ。この法律だからそれがいけないのだというのが、当会の声明にも少しわかりにくい形ですがけれども、入れてあるという内容になっておりま

す。

共謀罪は非常に論点が多くて、どこを取り上げてどこを批判するかというのは難しく、この議論をするときには常議員会でも非常に議論がありまして、決を採るときには残念ながら全会一致にはならなくて、20幾つと、反対や棄権をされた方が9人ぐらいいらっしゃったという状況ではあったのですが、これは憲法論であると、それから刑事法の原則をおかしくする法律であるというところをご理解いただいて、成立したという形になっております。

その後の6月15日の会長談話につきましては、そういったことを無視して成立したことに加え、そもそも成立の過程の手續にも非常に問題がございましたので、その点を指摘して会長談話という形で発出させていただいております。

○池田 どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきまして、総会の決議あるいは会長声明、会長談話がどのようにして出されるのか、それから事例についても2つご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

○牧野 会長声明とか談話を出さなくてはいけないという場合は、発議は、常議員会の40人の人がやるのですか。

○徳久 もともとの発議は、そのような問題を扱っている担当の各委員会がございますので、このような声明を出してくれというように、委員会から上がってくるということがほとんどです。

○佐藤（正） 最終的には、それを執行部が議案として提案する形になります。

○牧野 なるほど。もう一つ、会長声明と意見書というのは、月1回の常議員会の中で40名ぐらいの人がという話ですけども、会長声明と意見書というのは、どう違うのですか。

○佐藤（正） これは、主に長さで区別していることが多いです。特に意見書というのは結構長いです。

○牧野 長さですか。

○佐藤（正） そうですね。会長声明ですと、A4判1枚の裏表でおさまるぐらいですけども。

○牧野 分量ですね。

○佐藤（正） さすがに声明、アピールといいますと、余り長いと声明というより意見書かなという感じで実際には区切っております。

○牧野 会員の皆さんは、そのように正しく理解されているのですか。

○佐藤（正） そう思います。

○牧野 よくわかりませんが、私がまず感じたのは、ちょっと種類が多過ぎるなど。去年の分で見ると、ここには一応、決議と声明、意見書、談話とか書いてありますけれども、そのほかに陳情書とか単なる声明とかあるわけですから、6種類もあるような感じで、ちょっとあり過ぎかなと。市民感覚からいうと、どれがどうなのかよくわからないということもあって、その中で特にわからないのが、意見書というものがちょっとわかりにくいのではないかなと思います。

というのは、私などの感覚からすると、例えば意見書というのは、一番ポピュラーなものとしては、地方公共団体の議会が国に対して出すとかいうのが意見書で、それは議会の議決をも

ってやるということなのです。だから、普通の感覚からすると、決議に近いものがあると。会長がこう思うよと、会長声明だ、会長談話だという、会長あるいは特定の常議員の人などがやっているのだろうなと思いますけれども、意見書という、普通は弁護士会全体でやっているというようなニュアンスにとらえる人のほうが、私は多いと思います。これは私の感覚かもしれないけれども、市民感覚的にいうと、多分そうではないかなという感じがするので、長いからとか短いからではなくて、意見書で出されたものの内容によって、弁護士さんの会員の中でも、あるいは一般の人たちから見ると、例えばこれは総会で決議されたものというように、私などは最初理解したので、「はあ、そうなんだ」と思いまして、その辺を少し整理されたほうがいいのではないかと思います。

それから、会員の方にも少し手続と内容を明確にしたほうがいいのではないかと。意見が分かれそうなものについては、やはり会員の方のいろいろな意見を踏まえるとか、あるいはフィードバックをすることとかいうことを、もう少しやったほうがいいのではないかと、感覚的には思いました。余計なお世話かもしれませんが、私としては何となくそのような感じがしました。

○池田 ありがとうございます。

○徳久 会長声明とか談話がだれに向けて書いているのかというのは、毎回作成のときに議論になるものでして、先ほどのステッカーの問題などは、主に行政に対するものになりますし、共謀罪などは、広く皆さんに知っていただきたいと。とはいえ、国会にも訴えたいという部分があります。確かにだれにあてて書くかということで、文章のニュアンスなども変わってくるものですから、おっしゃるとおり、だれのために、だれにということをもっと明確にした区分けなどは、毎年執行部が意識してやっているところではあるのですが、中途半端に残っている部分ももしかしたらあるかもしれません。ありがとうございます。

○牧野 1600人のうちの40名がまとめるものと、総会でまとめるものとは、やはり違うと思うのですね。その部分について明確にして、だれに向けているかということも含めて、内容的なもの、手続的なものというのを、整理をいただいたほうがいいのかと思います。

○篠原 広く市民に知ってもらいたいというような趣旨だということですが、司法記者クラブにも多分情報提供をされていると思いますが、実際にそれが報道されたのはどの程度、何社ぐらいあるのかというようなことが、この2件について、もし例として出てくればお願いします。

○佐藤（正） まさにこのご紹介した例で調べておけばよかったですね。感覚的には、率直なところを申し上げますと、比較的神奈川県新聞さんは取り上げてくださることが多いです。全国紙の記者の方も、説明に伺ったときは聞いてくださるのですが、載るかということ、その時点でかなり注目されているようなネタですと取り上げていただくこともあります。載らないことも確かに多いかなと思います。

○篠原 載らない場合の理由は、弁護士会としてはどのように分析されていらっしゃるのですか。

○佐藤（正） 例えば、まさにこの時期というところで、例えば共謀罪が話題になってはいましたけれども、ちょうど常議員会で決議を経て発表する時期とのタイミングが必ずしも一致し

ていないというようなことはあるかなと思います。

○徳久 あとは、確かにこのままが記事になるということはないのですけれども、共謀罪のこの声明に関して申し上げますと、国会がゴタゴタして成立するかしないかというところに、他社さんから電話がありまして、「おたくはずっとこういう声明出してるじゃないの」と。まだまだ国会でやっていて成立していない段階だったのですけれども、「成立したら、おたくは今後何をやるんですか、どういう活動をするんですか」という電話はありました。成立する前にそれはちょっと言えないなと思いながら、まだ成立していませんからということで、そのときは何も言わなかったのですが、会としてそのようなものを発信しているということを報道の方に知ってもらうというところまでは、とりあえず役に立っているのかなと理解しております。

○佐藤（奇） マスコミの立場としてのお話になるのですが、弁護士会としていろいろな活動をされていて、声明なり決議なりを出されても、一般市民の方にそれが届くかどうか、やはりマスメディアを介してというような形でないとなかなか届かないと思うのですね。

そのときに、私も弁護士会を取材している立場もありましたし、それを統括するデスクというような立場もありましたけれども、私ども神奈川新聞としては、神奈川県弁護士会の活動はなるべく多く取り上げようと思っておりますので、会長声明などが出るときに取り上げてはいます。それでも、いわゆるベタ記事という小さい扱いにしか、どうしてもなりません。全国紙がどうか、私も2件の事例で、他紙を自分なりに調べたのですけれども、ステッカーの問題の意見書については、うちも含めてどこにも載っていませんでした。共謀罪の会長談話については、タイミングが成立のタイミングだったので、うちともう一社がたしか取り上げていたと思います。

私の経験則に基づくものですが、会長声明とか談話をご提供いただくのが、決定した翌日だったり、あるいはその日の夕方の遅い時間であったりということがあって、私どもが内容を吟味する時間的な余裕がないというのが実情だと思います。法律問題の難しい話ですので、パッと見てすぐ理解できるかということ、なかなかそうではないというところで、ちょっと難しそうだからと記事化するのをやめてしまうというケースが恐らくあるのではないかと思います。紙面もどうしても限られておりますので、その価値判断が余りきちんできなくて、できる余裕のないものを無理に突っ込むということは、現場感覚だとなかなかないのかなと思っております。

その場合にどのようなことをお願いしたいかということ、例えば常議員会という議決機関を経てそのようなものが出されるのであれば、次の常議員会にはこのようなものを意見書で出すべく議案として出しますよという話が、多分記者クラブの記者に内々に情報が入っていれば、それおもしろそうだなと、今度その背景にあることをもう少し詳しく聞かせてくれというように反応する記者も多分いると思うのですね。

特にこのステッカーの問題などは、自分が一市民に戻ったときには、いろいろ不満を持ったりするようなケースがあると思うので、非常に実感をもって話が理解できると。ただ、それを意見書という分厚いものでポーンと持ってこられて、「今日決めましたのでぜひ取り上げてください」と言われても、なかなかストンと胸に落ちる形での理解とはならないので、少し時間を前倒しで、今このような問題を弁護士としては議論していて、何日に開かれる常議員会で議

決されれば持ち込みたいと思っているというような話を、事前に記者クラブと密に情報交換していただければ、もう少し記事化されるケースというのはふえていくのではないかと思います。その辺はぜひご検討いただければと思います。

○池田 ウォーミングアップをしていただいて。

○佐藤（奇） そうですね。

○池田 適宜にポンとこう、という話ですよ。

○—— 頭出しの説明も、よりわかりやすい説明をすることが必要なのでしょうか。

○佐藤（奇） どうしても弁護士という立場上、しっかりとした裏づけをということになると、どうしても難しい表現になってしまうというところで、とっつきにくさというのが多分あると思うので。

○延命 あとは記者さんとの距離感というのですか。毎年何回か記者懇というのをやっています、割と若い記者の方と懇談会をやっています。その中で、我々はこのようなことを考えているけれども、記者さん、どうなのという話をすると、率直な話が返ってきます。ただ、難しい話になるとよくわかりませんと言われると、少しかみ砕いてお話しして、「ああ、そういうことだったんですか」という話になりますね。そのような相互作用というのがやはり大事なのかなと。

○佐藤（奇） そうですね。

○延命 ありがとうございます。

○柿本 まずステッカーのほうは、これは非常にうまく広がったケースではないかなと思っております。私も消費者支援かながわの会員ですので、まずシンポジウムをさせて、その後民生委員の方々に配布をお願いすることになっています。

声明や談話などについては、私はこの会にかかわるようになって、弁護士会から出されていることを初めて知りました。非常に丁寧に誠実にスピード感をもって、マスコミの方にも流していただくということと、どのような方法で私たちに届くように流していただくかということだと思います。この意見書の26年版のツイート、「いいね」もゼロと書いてありますが、だれもツイートしていないのでしょうか。私は残念ながらツイッターをしていませんで、フェイスブックなのです。弁護士会のフェイスブックはありますか。あればフォローしたいのですが。

○—— ツイッターだけです。

○柿本 お知らせするチャンネルはたくさんつくっていただきたいです。

まさに強行採決をしたその日に出されているというのは、とても大変なことではないかと思えます。私は、主婦連に所属しておりますので、会長声明、意見書と日々たくさん出しています。やはり大変な苦勞をしております。ですから、弁護士会がこのようにして出されるというのは、本当に尊敬いたします。いろいろな手段をぜひご検討いただければと思います。

○早川 すごく手間のかかる大変なところですけども、私たちのよりどころの1つということで、さまざまな声明や談話などがあると思うのですが、いろいろな方に見てもらえるように、広げ方をぜひ工夫していただきたいと思えます。これからもぜひ頑張ってください。

○池田 ありがとうございます。だんだん時間が迫ってきましたが。

○篠原 一点だけ伺いたいのですが、この40名という常議員の関係ですが、これは

各地域の代表というような形で考えてよろしいですか。一番下に支部というのがあるでしょうけれども、常議員の方々の内容が各会員の方に行き渡るような形が地域ごとにあれば、その会合の中でできますね。その辺の連携というのはどうなのですか。

○佐藤（正） 常議員自体は、地域代表ということではなくて、1600人で1回の選挙で、特に選挙区もなく立候補者の中で自分が投票したい人を選ぶという形なものですから、全会員の代表というような位置づけではあります。

○徳久 定数上は、期というものが弁護士はございますので、期の代表として何期から出せとか出さないとかということが行われておりますし、支部に関しても、歴史的に大体何人ぐらい出すよねという、事実上のバランスがありますが、それをちょっと超えてしまうと選挙になって多少変わると。

○篠原 なぜ、このような質問をしたかということ、やはり1600名の方々に共有できる環境づくりがどうなのかということ。

○延命 構成では、各支部から適当な数が集まっています、本部だけではなくて支部を中心としてやっていかなくてはいけないと思っていますので、幅広く意見が聞ける……

○篠原 いや、一応質問ということで、ありがとうございます。

○池田 よろしいでしょうか。ありがとうございます。積極的に会長声明あるいは談話、意見書、決議とお出しになっていて、ただ、それが一般市民のところにどう届くかというところが非常に大きな課題です。これは市民会議発足以来の課題だと思うのですが、やはり佐藤副会長がおっしゃったように、できるだけマスメディアに取り上げられるというのが、一番広いですよ。ただ、いわゆるSNSだとか、あるいはメルマガみたいなのはやっていないのですか。

○佐藤（正） やっていませんね。

○池田 やっていませんね。ただ、1600人いると、それをコアにして、私たちを含めて押しかけていくというのも1つあるかもしれないし、ホームページにどれだけアクセスする市民がいるかと。この会長声明とか、トップになるわけですよ。ただ、時間がたつとこちらに整理されるということだとは思いますが、このようなところにアクセスする人は何人いるかということモニターしながら、やっていただけたらと思うのです。

牧野委員もおっしゃったけれども、会長声明と意見書はわかりにくいのですが、私も見えて、たくさんある中で決議はどれも1枚目の下から4つ目、安全保障関係法の廃止を求め云々で決議を發表しましたと。これは総会決議ですか。そうですね。決議が1個であれば会長声明と会長談話というのがまぜこぜになっている。新しいものが出てくるときは、それで皆さんごらんになるけれども、クロノジカルに整備するのも必要だし、会長声明とか決議とか意見書というのを区分けして出すのもいいし、あるいはテーマごとにやると。神奈川県消費条例ですか、それも実は去年10月に出ていて、今回また出ましたよね。それが継続してフォローされているということも、これを見るとなかなかわからないので、少し工夫されてということなのではないかと思います。

ただ、やはり神奈川県弁護士会の常議員会とか総会の会長のイニシアチブあるいは理事会のイニシアチブだと思いますが、積極的に、対外的にアピールすることの重要性については、皆さんの一致したご意見だったということが言えるのではないかと思います。ぜひよろし

くお願いいたします。

ギリギリになってしまいましたが、ご協力ありがとうございました。それでは、木村先生にバトンタッチします。

4. 次回平成29年度第2回市民会議について

○山縣 ありがとうございます。次回第10回の市民会議につきましては、追って調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会挨拶：木村良二委員長

○山縣 それでは、最後に神奈川県弁護士会広報委員会委員長の木村良二から、閉会のご挨拶をさせていただきたいと思います。

○木村 議長のお二人、委員の皆さん、長時間の会議、本当にありがとうございました。今日は2つのテーマをご議論いただいたわけですが、第一のテーマについて説明をしてくれた金谷弁護士、本人がいないところで今さらではありますが、彼は現在、最高裁の司法研修所の刑事弁護教官をされていて、刑事弁護に関する最新の知識を持ったオーソリティーという立場の人です。とても丁寧にわかりやすく話をしてくれましたので、問題の所在等、十分ご理解いただけたのではないかと考えています。

2つ目のテーマについては、確かに我々が当たり前のようにやってきたことが、今日皆さんの話を聞いていると、その位置づけや伝える方法について工夫の余地がたくさんあるなということがよくわかりました。効果的な広報というような観点も含めて、これから執行部とともに検討して、今後に生かしたいと思います。

最後に、最初にご紹介した吉田前委員ですが、ちょっと個人的な思いも込めて、ちょっとお話をしておきたいのは、今回選挙に敗れはしましたが、小泉親子と本気で闘った3回目の選挙で負けた。でも通算でいうと2勝1敗ですから、決して恥じることはない、胸を張って今後頑張ってくださいというような話はしています。また42歳というお若い方ですので、また皆さんの前に出てくる機会があると私も信じています。折を見て、また応援していただけたらなと思います。

次回、まだ日程は決まっていますが、新しい委員も含めてお会いできることを楽しみにしています。今日は本当にありがとうございました。